

第 6497 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 8月 11日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ オリンピックの表彰金品

Q : オリンピックのメダリストに交付される金品の取扱いが改正されたとか。どのようになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

令和2年の税制改正では、オリンピック又はパラリンピックにおける成績優秀者を表彰されるものとして交付される金品等の非課税限度額が次のように改正されました。

①公益財団法人日本オリンピック委員会に加盟している一定の団体から、オリンピック競技大会において1位に入賞したことの表彰をするものとして交付される金品の非課税限度額が500万円(改正前は300万円)に引き上げられました。

②公益財団法人日本障がい者スポーツ協会に加盟している一定の団体から交付される金品(次の区分に応じ次に定める金額に限る)について、所得税を課さないこととされました。

イ. パラリンピック競技大会において第1位に入賞したことの表彰をするものとして交付される金品・・・500万円

ロ. パラリンピック競技大会において第1位に入賞したことの表彰をするものとして交付される金品・・・200万円

ハ. パラリンピック競技大会において第1位に入賞したことの表彰をするものとして交付される金品・・・100万円



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】